

応募や就職活動に関するQ&A		
	Q	A
1	この事業の目的は何ですか？	県内産業を支える中核人材となる学生の県内定着やU・Jターン就職の促進を目的としています。
2	どんな奨学金が対象となりますか？	対象となる奨学金は、日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金です。
3	愛媛県出身者以外も対象となりますか？	対象となります。県外大学に在学中の学生も対象です。
4	専修学校の学生は対象となりますか？	対象ではありません。
5	自らが対象となる業種を起業する場合は対象になりますか？	対象ではありません。 制度の対象となる就職先は、登録企業のみです。登録企業の一覧はHPをご覧ください。
6	助成対象者の応募には何を提出すれば良いですか？	提出書類は次のとおりです。(①②はHPからダウンロード) ①愛媛県奨学金返還支援制度助成対象者認定申請書【様式第1号】 ②履歴書【様式第2号】 ③奨学金貸与証明書 ④申請者本人の現住所と氏名の両方を確認できる書類 (例：住民票、運転免許証(写)、賃貸契約書(写)、公共料金請求書(写)等) ⑤在学証明書(大学等の名称・学部・学科・専攻・学年がわかるもの。大学が発行したもの(原本)に限る。) ⑥成績証明書(直近の状況が分かるもの。大学が発行したもの(原本)に限る。)
7	県外に居住し、住民票を移していない場合、申込みできますか？	申込みできます。 本申請における「現住所」とは、「通学のための居所」又は「住民票の住所」です。 住民票を移していない場合は、現住所と氏名を確認できる住民票以外の書類(No6の回答の④)を添付の上、申請してください。
8	「現住所と氏名の両方を確認できる書類」とは何が該当しますか？	No6の回答の④のとおりです。 また、大学等の寮に入っている場合など、No6の回答の④の書類の添付が難しいときは、入寮許可証(写)や本人宛に届いた郵便物(写)などを提出してください。
9	成績証明書はいつ時点のものが必要ですか？	原則として、申込年度の前期までの成績がわかる証明書を提出してください。 大学院生については、上記に加え、大学在学時の証明書も提出してください。(必ず原本を提出してください。)
10	奨学金貸与証明書はどのような書類が該当しますか？	奨学金貸与証明書は、原則として日本学生支援機構(JASSO)が発行する『奨学金貸与証明書』を提出してください。(スカラネット・パーソナルから申請可) 発効までに概ね10日ほどかかるようですので、申込期日に間に合うよう余裕をもって請求してください。 また、それが取得できない場合などは、大学等を通じて送付される『貸与額通知書』等で代用してください。(奨学生番号・氏名・貸与期間・貸与月額・貸与総額が分かるもの。直近のものを提出してください。)(コピーの提出で構いません。)
11	申請書類は全て原本の提出が必要でしょうか？	原本の提出が必要な書類は、次の4点です。 ①愛媛県奨学金返還支援制度助成対象者認定申請書【様式第1号】 ②履歴書【様式第2号】 ⑤在学証明書 ⑥成績証明書  ③奨学金貸与証明書及び④現住所と氏名の両方を確認できる書類については、コピーの提出で構いません。

応募や就職活動に関するQ&A		
	Q	A
12	他の奨学金返還支援制度との併用はできますか？	併用できません。
13	結果はいつ頃通知されますか？	令和3年度募集の結果については、令和4年（2022年）3月頃通知する予定です。
14	認定（申込）内容に変更があった場合はどうすれば良いですか？	変更があった場合は、「愛媛県奨学金返還支援制度助成対象者認定内容変更届」に必要事項を記入の上、変更内容が確認できる書類を添付し、提出してください。 様式はHPからダウンロードできます。
15	助成対象者となった場合、必ず登録企業に就職しなければなりませんか？	本制度への応募により、登録企業への就職を強制させるものではありません。自由な就職活動の結果、登録企業へ就職した場合にのみ、返還支援を受けられます。
16	助成対象者となった場合、登録企業以外の企業への就職活動に制限はありますか？	制限は一切ありません。自由に就職活動を行ってください。
17	助成対象者の認定を受けた後、大学院への進学となった場合はどうなりますか？	登録企業へ就職しなかった場合は、助成対象者の認定を取り消しますので、「愛媛県奨学金返還支援制度助成対象者認定辞退届」を提出してください。 様式はHPからダウンロードできます。
18	助成対象者の認定を受けた後、留年が決定した場合はどうなりますか？	同上

## 就職後の取り扱いに関するQ&amp;A

	Q	A
19	人事異動で県外の事業所に勤務することとなった場合はどうなりますか？	愛媛県内に主たる事業所がある企業については、継続して支援を受けられます。 愛媛県内事業所での勤務を条件として採用された場合は、原則として支援の対象外になります。
20	県内の登録企業に就職後、別の登録企業に転職した場合の取扱いはどうなりますか？	助成対象者本人の自己都合により転職した場合は、支援の対象外となり、助成を打ち切ります。 登録企業の倒産による別の登録企業への転職については、転職先の登録企業の同意があれば、引き続き制度の対象となります。
21	年度途中で退職、転職した場合はどうなりますか？	継続就労の要件を満たさないため、その年度の支援は受けられず、助成を打ち切ります。 年度途中での転職の場合は、No20の回答のとおりです。
22	産休や育休、病休となった場合はどうなりますか？	離職していなければ制度の対象となります。ただし、助成金の支給については、奨学金の返還実績が必要となりますのでご注意ください。
23	奨学金を繰上返還した場合はどうなりますか？	奨学金を繰上返還した場合は、繰上返還した額を含めた1年間の返還実績に基づき、助成額を算出します。（助成額上限16.8万円）
24	奨学金の返還を猶予・免除された場合はどうなりますか？	奨学金の返還を猶予された場合は、その猶予期間については、奨学金の返還支援の助成要件を満たさないため、助成を受けることができません。猶予されることとなった場合は、愛媛県産業人材課まで報告してください。 奨学金の返還を免除された場合は、助成対象者の認定を取り消しますので、「愛媛県奨学金返還支援制度助成対象者認定辞退届」を提出してください。 様式はHPからダウンロードできます。
25	奨学金の返還を滞納した場合はどうなりますか？	奨学金の返還が数か月遅滞したとしても、助成金の請求時点において、請求前までの1年分の奨学金の返還が完了していれば、返還実績があるため、助成金の請求は可能です。ただし、正当な理由なく返還の遅延が1年以上経過するような場合には、助成を打ち切ることがあります。
26	助成金はいつもらえますか？どのように受け取れますか？	登録企業への就労の継続・奨学金返還の実績が助成の要件となりますので、助成金の1回目の支払いは令和7年（2025年）3月頃を予定しています。助成金は原則として日本学生支援機構に支払い、返済に充当されます。その結果、助成対象者は、奨学金の返還期間が短縮されます。